

特定非営利活動法人 NPOぐんま定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 NPOぐんまと称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県高崎市八島町70番地51に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、市民活動の促進、まちづくりの推進及び環境の保全等に関する事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① まちづくりの推進を図る活動
- ② 観光の振興を図る活動
- ③ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ④ 環境の保全を図る活動
- ⑤ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑥ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑦ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑧ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑨ 社会教育の推進を図る活動
- ⑩ 国際協力の活動
- ⑪ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑫ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ⑬ 科学技術の振興を図る活動
- ⑭ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑮ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑯ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① まちづくり・景観形成・地域振興・観光振興・中山間地域振興・地域福祉に係る調査研究、計画立案、事業推進、政策評価、人材育成、普及啓発の実施並びに事業受託
- ② ISO14001 認証取得並びに環境省環境活動評価プログラム・エコアクション21 登録、環境報告書発行及び第三者審査に関するコンサルティング
- ③ 環境の保全・改善並びに循環型社会構築及び省エネルギー・新エネルギーのための調査研究、計画立案、事業推進、活動評価、人材育成、普及啓発の実施並びに事業受託
- ④ ポータルサイトの構築・運用・支援等、インターネットの利・活用を柱とした地域情報化の推進
- ⑤ IT 講習、ウェブサイト構築支援による地域における情報活用能力の向上
- ⑥ 商店街、商工団体等の活動支援
- ⑦ 単身赴任者等、社会・経済活動に伴う流動人口の生活支援を通じた地域経済活動の活性化
- ⑧ NPO 及びコミュニティビジネス並びにバイオ・IT・環境・エネルギー等新規産業分野に関するビジネスモデルの提供と必要な職業能力の開発及び雇用機会の拡充支援
- ⑨ インキュベーション施設の運営・管理、インキュベーションマネージャー業務等の起業化支援、人材育成事業の実施並びに事業受託
- ⑩ IT を活用した子ども・青少年向け並びに生涯学習用各種教材の作成・普及、活用指導
- ⑪ 公民館・博物館・図書館活動の協力・支援
- ⑫ 自治体・民間レベルでの国際交流、国際協力事業の実施並びに通訳・翻訳等国際協力を支える各種事業の受託
- ⑬ 文化、学術、芸術、スポーツ団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
- ⑭ レッドリボン運動等、公衆衛生、健康教育の推進に資する活動の実施、支援並びに事業受託
- ⑮ コミュニティレストランの立案・運営・啓発
- ⑯ 人権の国際的保障と連帯の活動並びに男女共同参画社会形成に係わる活動に関する啓発・相談・協力

(2) その他事業

会員の親睦及び資質の向上に関する事業

- 2 その他事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限りにおいて行うものとし、収益事業から生じた収益は、特定非営利事業活動に係る事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、事業を実施する個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体

(入 会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 本法人の目的達成に対し真摯に取り組む熱意を有し又そのための十分な経験及び能力を有すること
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て別に定める入会申込書により申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 賛助会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書による申し込みで入会を認める。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の目的の達成を阻害する言動、誹謗、中傷を行なった場合。

- (2) 外部の第三者に対し本法人会員であることを利用し、本法人の業務に関連しないところで不当に利益を上げ、本法人の信用を著しく傷つけた場合。
- (3) その他会員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、3人以内を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事は、相互に補佐し、両名に事故があるとき又両名が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、理事がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任 期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報 酬)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受け取る者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第4章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機 能)

第23条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。通常総会は、当法人の事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、代表理事が務めるものとする。

(定 足 数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議 決)

第29条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の議決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理 事 会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときには、その日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定 足 数)

第37条 理事会は理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議 決)

第39条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決する。

(理事の表決権)

第40条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は第37条、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議 事 録)

第41条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあたっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る活動に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(財産の管理)

第44条 この法人の資産は代表理事が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に既定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証をえなければならない。

(解 散)

第55条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合 併
 - (5) 破 産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の決議を行うときは、正会員の4分の3以上の承認を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。
 - 4 この法人が解散したときは、合併及び破産を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第56条 この法人が解散（合併及び破産による解散の場合を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、〔財団法人高崎哲学堂設立の会〕に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証をえなければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第9章 雑 則

(細 則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成13年5月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。
- 5 この法人の入会金及び会費は、平成12年4月1日より徴収する。
- 6 平成12年2月10日一部変更。(第2条関係)
- 7 平成13年5月25日一部変更。(第2条関係)
- 8 平成13年8月17日一部変更。(第4条、第5条関係)
- 9 平成15年5月9日一部変更。(第1条、第4条、第5条、第13条関係)
- 10 平成21年10月1日一部変更。(第2条関係)
- 11 平成24年8月24日一部変更。(第4条、第5条関係)

別 表
設立当初の役員

役 職 名	氏 名	備 考
理 事	熊倉浩靖	代表理事
〃	吉本明弘	代表理事・事務局長
〃	新井重雄	
〃	新井美加	
〃	太田守幸	
〃	熊井戸浩一	
〃	中里龍生	
〃	根岸 淳	
監 事	田中久夫	

本書は特定非営利活動法人 NPO ぐんまの定款に相違ありません。

平成 25 年 6 月 1 日

群馬県高崎市八島町70番地51
特定非営利活動法人 NPO ぐんま
代表理事 片 亀 光